



# ふじさわだより

共同募金会藤沢市支会  
〒251-0054 藤沢市朝日町1-1 市役所分庁舎1階  
(社福)藤沢市社会福祉協議会内  
TEL.0466(50)3525 FAX.0466(26)6978

10月1日から赤い羽根共同募金が始まります。  
今年も皆さまのご協力をお願いいたします。

共同募金PR大使  
野毛山動物園の  
チンパンジー  
「コウタロウ」



昨年、皆さまからお寄せいただいた寄付金は下記のとおり配分され、地域福祉活動に役立てられました。あたたかいご支援ありがとうございました。

## 令和4年度共同募金寄付金総額 35,324,768円

寄付金総額は赤い羽根募金と年末たすけあい募金を合計した金額です。

赤い羽根募金  
23,547,071円  
の  
つかいみち

年末たすけあい募金  
11,777,697円  
の  
つかいみち

- ◎市内の社会福祉施設・団体 4,890,000円  
ふれあいの郷、エール湘南、二葉保育園、藤沢ひまわり
- ◎市内の在宅福祉団体 2,400,000円  
(特)ぐるーぶ藤、藤沢家事介護W.Coえんじょい、片瀬地区社協福祉ボランティア・しおさい、(特)神奈川県ホームヘルプ協会、訪問ボランティアナースの会キャンナス、(特)W.Coほっと舎アルク、(特)シニアライフセラピー研究所、W.Coクックふじさわ、移動サービスW.Coらら・むーぶ藤沢、(特)湘南障害児者を守る会 まつぼっくり

- ◎県内の福祉施設・団体 8,773,562円
- ◎市社会福祉協議会の事業費 7,483,509円

- ◎低所得世帯に対する年末・夏期見舞金の支給事業 4,077,206円
- ◎地域活動支援センターⅢ型(5施設) 350,000円
- ◎災害・学童・交通遺児援護事業 1,630,491円
- ◎地域福祉事業への助成等 1,500,000円
- ◎地区社会福祉協議会への助成 4,220,000円

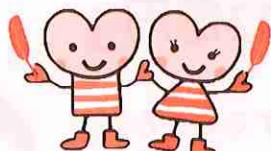
### 『片瀬地区社会福祉協議会 「福祉ボランティア・しおさい」』

いつまでも住み慣れた地域で暮らせるように、高齢者の日常生活を支えるため、地域のボランティアが家事のお手伝いなどを行っています。事務所の家賃やコーディネータの活動費として、共同募金の配分金を大切にに使わせていただいています。



### 『マイミライnext』

地域に在学在住の高校生や大学生、地域にデビューしたい若い世代と一緒に、世代間交流を通じて地域活性化を目指すことを目的として令和5年1月に設立。その事業の一つとして誰もが訪れることのできる「コミュニティスペースリエゾン」があります。挽きたてコーヒーを廉価で、小学生以下には果汁100%ジュースを無料で提供しています。季節に合わせた世代間交流イベントも順次開催。赤い羽根共同募金の助成をいただき、移動式カフェワゴンや子どもから大人まで大人気のハンモック、急な雨天でも対応できるパラソル付きのガーデンテーブルセット、利用者から要望が多かった3人掛けベンチを設置することができました。湘南大庭市民センターの多目的広場が、自然を活かした素敵な居場所になりました。皆様からのお気持ちを大切にに使わせていただいています。ありがとうございます。



藤沢市社協キャラクター  
たーすけくん&あいちゃん

社会福祉協議会では、共同募金配分金を次のような事業で活用しています。

- ◎ボランティア事業
- ◎災害ボランティア推進事業
- ◎機関紙「市社協ふじさわ」の発行やリーフレットの作成
- ◎ホームページを通じて、市社協の広報や関連する福祉情報の提供
- ◎藤沢市社会福祉大会の開催
- ◎地域活動ホーム運営事業
- など

# 令和5年度共同募金運動の全国共通テーマは「つながりをたやさない社会づくり」です。

令和2年から続いたウイルス感染下による人々の行動制限も徐々に解除され、本年5月、感染症法上の分類が緩和されたことで、社会・経済活動が感染前の状況に戻り始めています。

そんな中、生活に困窮される方々や社会的に孤立している方々、さらにはウクライナから県内に避難されている方々をはじめ、毎年、記録的な大雨等による大規模災害により避難生活を余儀なくされる方々など、いま多くの方々への支援が一層求められています。

ことしの共同募金運動は、引き続き「つながりをたやさない社会づくり」を全国共通テーマに掲げて、緊急的な対応が求められている社会的課題への支援事業や災害支援事業とともに、引き続き、神奈川県内の地域福祉活動を推進してまいります。



★江ノ電  
★湘南モノレール  
ともに赤い羽根共同募金を  
応援しています!

## Q 共同募金ってなに?

共同募金は、民間が行う寄付金募集として、毎年、厚生労働大臣の告示により実施する「たすけあい」の運動です。

昭和22年、戦後復興の一助となることを目的として始まった共同募金は、現在では、皆さまがお住まいの地域の中でさまざまな福祉活動に役立てられています。

皆さまの善意を適正に取り扱うために、募金の使いみちなどが「社会福祉法」で定められています。



## Q 募金なのに、どうして目標額があるの?

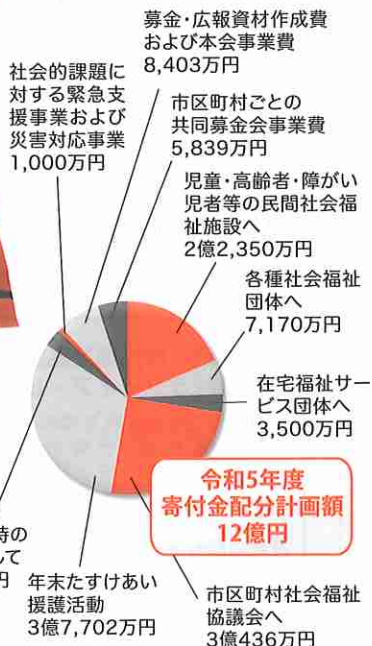
地域福祉を進めるために、活動資金をあらかじめ把握して、計画的に募金を行うことが「社会福祉法」で定められています。

募金は任意ですが、地域福祉を資金面で支えていくためにご協力をお願いします。

## Q 共同募金って何に使われるの?

募金の7割は、あなたの町の高齢者や障がい者の家事援助や配食・会食サービス、子育て支援などの草の根的ボランティア活動などに役立てられています。

募金の3割は、児童養護施設の遊具や障がい者施設の福祉車両の整備などへの支援をはじめ、ウイルス影響下での緊急支援活動や国内大規模災害時の災害ボランティア活動に役立てられています。



### 税制の特典があります!

- ◎個人の場合は…所得税・住民税は2,000円を超える金額が寄付金控除の対象となります。  
※故人の遺産を寄付される場合は、租税特別措置法第70条により「相続税」が非課税となる優遇措置があります。
- ◎法人の場合は…「全額損金」扱いとなります。(詳しくは、本会までお問い合わせください)
- 共同募金の使途は、「はねっと」で公開しています。 <https://www.akaihane.or.jp/hanett>
- 社会福祉法人神奈川県共同募金会では、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号)に基づき、個人情報をご相談・ご照会は、社会福祉法人神奈川県共同募金会までご連絡ください。  
〒221-0825 横浜市神奈川区反町3丁目17番2 神奈川県社会福祉センター 6階 電話 045-312-6339

「令和5年度の目標額は12億円」

赤い羽根共同募金にご協力をお願いします!

〔募集期間〕10月1日～3月31日(※)

※共同募金運動は厚生労働大臣が定める同期間で実施しますが、県内一部の地域では、従前と同様に10月1日から12月31日までの3カ月間で実施いたします。

じぶんの町を良くするしくみ。  
赤い羽根共同募金

